

令和3年4月1日より

倉敷川畔美観地区周辺眺望保全地区

の眺望保全基準を改定します！

倉敷川畔美観地区の景観づくりは、商業地としての景観に配慮しながらも、歴史的町並みとの調和を図ることが大切です。倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例の趣旨を継承し、より良いまちなみ景観を形成するために、平成27年4月1日に「倉敷川畔美観地区周辺眺望保全地区」を指定しました。これにより、当該地区内で一定の行為等^{*}を行う場合は、倉敷川畔美観地区周辺眺望保全基準に適合させなければなりません。

^{*}一定の行為については、「倉敷市都市景観条例に基づく届出」のパンフレットをご覧ください。

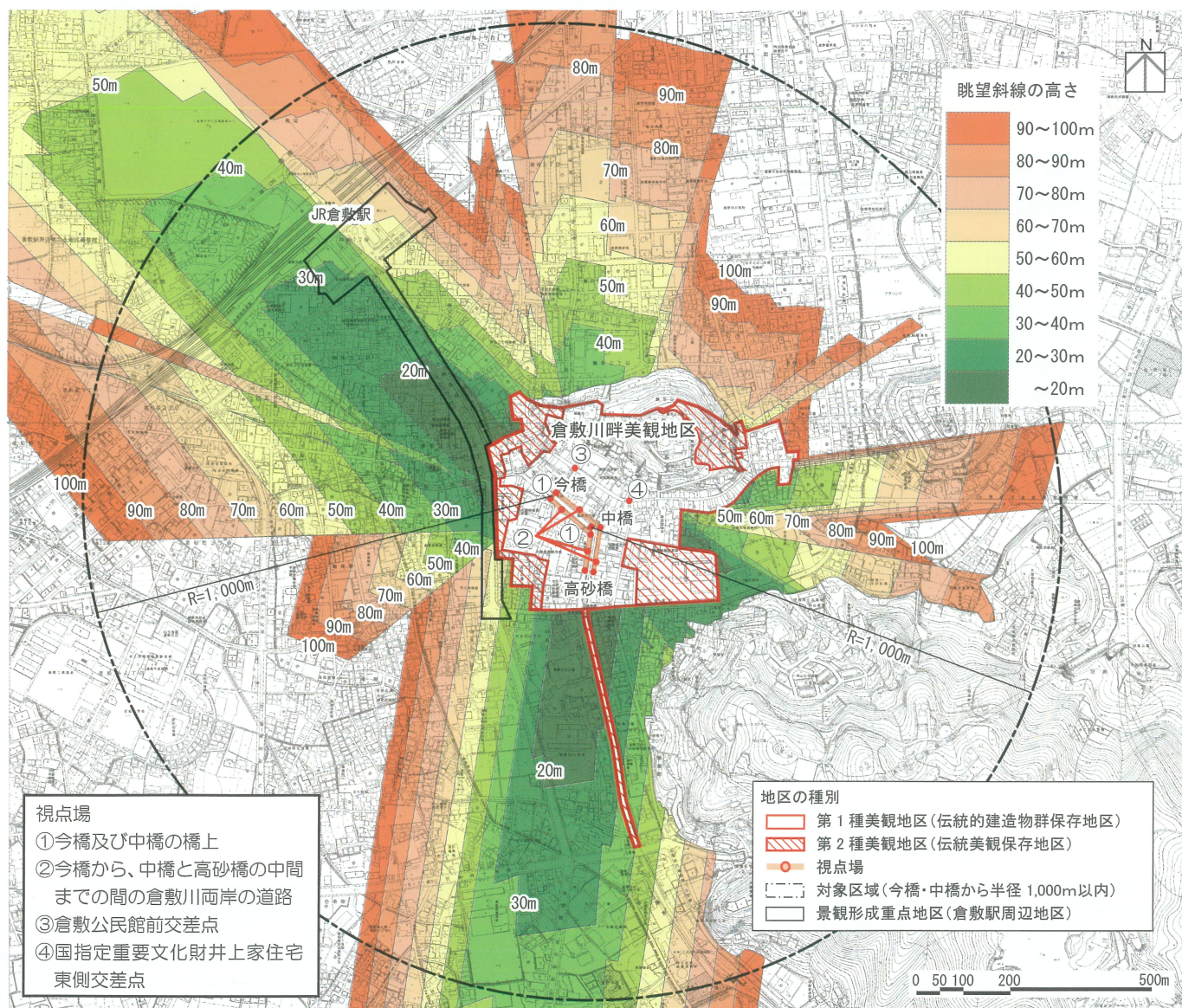
◆倉敷川畔美観地区周辺眺望保全地区の区域及び視点場

倉敷川畔美観地区周辺眺望保全地区として、今橋・中橋から半径1km以内の倉敷川畔美観地区の外側を指定します（下図参照）。また、視点場は各地点道路面からの高さ1.5mの位置とします。

なお、当該地区から景観形成重点地区（倉敷駅周辺地区）は除かれます^{*}。

^{*}景観形成重点地区（倉敷駅周辺地区）については、「景観形成重点地区・屋外広告物モデル地区（倉敷駅周辺地区）」のパンフレットをご覧ください。

眺望斜線による高さの概略図



◆眺望保全の目標

倉敷川畔美観地区の歴史と文化を活かした歴史的景観に都市景観が調和する景観の形成

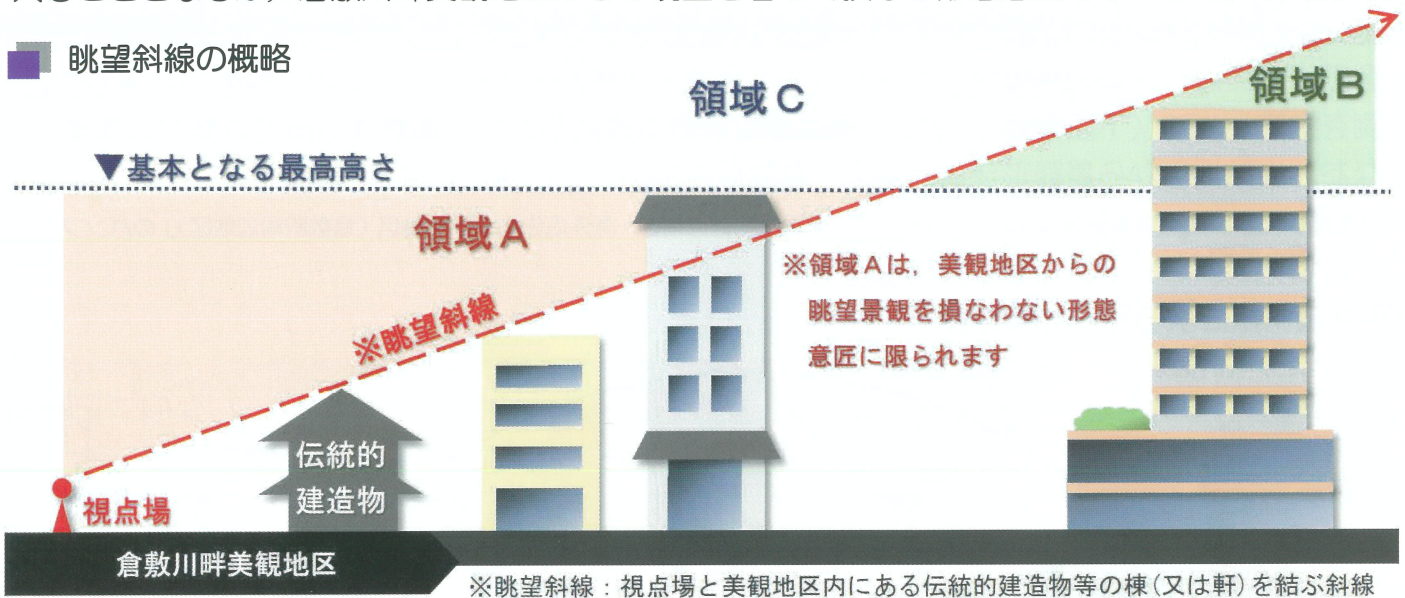
◆建築物等に係る眺望保全に関する方針

倉敷川畔美観地区の背景保全の取組を継承し、歴史的町並みからの眺望景観を守るため、倉敷川畔美観地区周辺の建築物等の規模及び敷地内における位置、又は形態意匠を誘導します。

◆眺望保全基準（建築物等の規模及び敷地内における位置、又は形態意匠）

当該建築物等が視点場から視界に入らない規模及び敷地内における位置であること、又は視界に入ることとなるが、倉敷川畔美観地区からの眺望を著しく損なう形態意匠でないこと。（下図参照）

■ 眺望斜線の概略



【眺望保全の考え方】

- 「領域A」：やむを得ず視点場から視界に入る建築物は、次に掲げる景観形成基準に適合するものに限り、基本となる最高高さを上限とします。
- 「領域B」：基本となる最高高さの特例措置が適用されますが、眺望斜線を上限とします。
- 「領域C」：建築物の計画は認めません。

■ 景観形成基準

項目		景観形成基準
高さ		・視点場から見える屋根の連なりや樹木から大きく突出しない高さとする。 ・伝統的建造物や川畔の樹木で求められる眺望景観を損ねない高さとする。
形態		・伝統的建造物より大きく見えない形態とするため、外観の分節化等の工夫を行うこと。
意匠	屋根・頂部	・頂部の塔屋や建築設備は視点場から見えない位置に設置する、又は適切に修景すること。 ・勾配屋根を設けるなど、伝統的建造物で構成される屋根の連なりと調和したデザインとなるよう努めること。
	外観	・室外機は視点場から見えない位置に設置する、又は適切に修景すること。 ・バルコニーやベランダ内部が望見できない意匠とすること。 ・洗濯物等が直接露出しないようにすること。
色彩・素材		・外壁の色彩は無彩色又は高明度・低彩度を基調とし、隣接する建築物と色相・明度・彩度の調和を図ること。 ・アクセントカラーは、眺望斜線以下で用いること。 ・外観の色彩は、伝統的建造物と調和した色相・明度・彩度とすること。
その他		・美観地区に向けて屋外広告物は表示・掲出しないこと。 ・美観地区から太陽光パネルは望見できない位置とすること。

■ 問合せ先 ■

倉敷市 建設局 都市計画部 都市計画課 都市景観室

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 TEL：086-426-3494 FAX：086-421-1600

E-mail：keikan@city.kurashiki.okayama.jp HP：https://www.city.kurashiki.okayama.jp/keikan

